

入 札 仕 様 書

1 業 務 名：石川県ニホンジカ捕獲促進事業実施計画策定調査業務及び認定鳥獣捕獲等事業者の育成業務委託

2 履行期限：令和9年3月31日まで

ただし、ニホンジカ捕獲促進事業実施計画（案）及び実施計画付属資料は、令和8年7月20日までに提出するものとする。

3 目 的

本業務は、県内でニホンジカの生息密度が高くなっている地域のうち、県が指定する地域において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「捕獲等事業」という。）による捕獲を効果的・効率的に実施できる区域を選定し、令和8年度の実施計画（案）を策定することを目的とする。

また、捕獲等事業に携わる認定鳥獣捕獲等事業者（以下「認定事業者」という。）が安全かつ効率的な捕獲を進めることができるよう、捕獲に携わる人材を育成することを目的とする。

4 対象指定管理鳥獣

ニホンジカ

5 業務内容

(1) ニホンジカ捕獲促進事業実施計画策定調査業務

ニホンジカの生息密度が高くなっている地域のうち、県が指定した下記の地域において、捕獲等事業の実施計画（案）を策定する。

計画（案）の策定に際し、当該区域のニホンジカの生息状況や地形、登山者等の入り込み状況等を調査し、捕獲方法、捕獲地点、捕獲期間の検討を行う。

また、当該事業における捕獲目標頭数の算出を行うとともに、捕獲事業実施後においては、捕獲結果を分析し、評価・検証を行う。

1) 調査対象区域（別紙図面参照）

くくりわな猟：加賀地域（加賀市、小松市、能美市及び白山市）

銃猟：加賀地域（金沢市、加賀市、小松市、能美市及び白山市）

2) 調査内容

① 捕獲方法、捕獲地点の検討

ア 危険要因調査

調査対象区域において、道路網、地形や植生、登山者・林業関係者等による森林の利用状況を調査し、安全に捕獲ができる区域を明らかにする。

【具体的な調査内容】

・過去の捕獲実績データによる捕獲場所の分析や猟友会への聞き取り等

- ・捕獲者が入り込めない急峻な地形や危険地の有無を地形図や航空写真、植生図等にて調査
- ・登山者等の利用状況を市観光協会等に問い合わせる等により調査
- ・森林組合等に対し区域内での森林施業の計画を調査
- ・上記の結果について、1万分の1地形図に記載し整理する。

イ 捕獲可能性調査

【具体的な捕獲方法別の調査内容】

a くくりわなの設置場所の検討

県が指定した区域内において、わな捕獲に精通した調査員が、食痕や糞塊など痕跡を調査のうえ捕獲の可能性が高い候補地を選定する。その際、地形や植生を勘察し、捕獲個体の搬出のしやすさなど、実際の捕獲作業を想定して選定すること。選定した候補地には、センサーカメラを20台70日間設置し、捕獲可能性について検証する。

なお、ニホンジカ以外の鳥獣の錯誤捕獲の危険性、その他の危険性等について検証し、対策を検討する。

b 銃猟（巻き狩り猟又は忍び猟）を想定したニホンジカの休憩場所や寝屋の探索踏査等による実施場所の検討

県が指定した区域内において、銃猟に精通した調査員が、現地調査により、痕跡の状況と見通しの良さ、安全性、獲物の発見頭数や移動ルート、捕獲個体の搬出のしやすさを検証し、地形図により地形的に安全に銃猟ができる場所を選定する。

c その他

ライトセンサス調査又は見切り調査に係る実施方法等について助言を行うとともに、結果については、捕獲実施場所の選定の基準資料とする。

なお、野生イノシシのCSF（豚熱）ウイルス感染確認地点から半径10km圏内においては、ウイルス拡散防止のため、消毒等の防疫措置を実施する。

ウ 捕獲方法、捕獲地点の検討

ア及びイの結果より、安全で効率的な捕獲方法、捕獲期間及び捕獲地点を検討する。

② 捕獲目標頭数の算出

①による調査に基づき、くくりわな猟、銃猟のそれぞれ捕獲実施期間の目標捕獲頭数を算出する。

③ 地元調整の準備

事業実施に際して、調整が必要な機関・団体等のリストを作成する。

3) 実施計画（案）の策定

法第14条の2第2項で定める実施計画の内容は以下のとおり。

- ① 指定管理鳥獣の種類
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- ⑤ 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- ⑥ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- ⑦ 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- ⑧ その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

4) 検討会への出席

受託者は、石川県が開催するニホンジカ捕獲促進事業実施計画策定検討会、ニホンジカ管理計画検討会に出席することとする。

5) 捕獲実施結果の分析

捕獲事業実施後、石川県が提供する実施結果に係る資料を基に捕獲実績の分析を実施し、評価・検証について報告書を作成する。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成業務

1) 受講生の定員・要件等

受講定員は別紙「講習計画案」のとおりとし、受講生は、認定事業者の捕獲従事者とする。なお、受講料は無料とするが、交通費は受講生の負担とする。

2) 会場等の確保

講習に必要な会議室、必要な機材等を手配する。講習等の当日は会場等の事前準備を行う。

3) 講習等資料の作成

受講案内文書、各回の講習等の内容に対応した資料を作成する。対象鳥獣はニホンジカとし、写真、イラスト、動画等を用いて分かりやすい内容とする。

なお、既存の資料や素材の使用も可能だが、著作権者に対し、本業務における使用の許可を得たものを使用すること。そのために必要な費用は受託者が負担することとする。

4) 講習等の実施

作成した資料、資材等を使用して、講習等を開催する。

わな移設候補地調査支援では、移設候補地にセンサーカメラを設置し、候補地周辺のニホンジカ等の生息状況を調査する。回収した撮影データは、速やかに石川県（白山自然保護センター）へ提出する。

外部の者に講師を依頼する場合には、謝礼、旅費等の経費を支払うものとする。

野生イノシシのCSF（豚熱）ウイルス感染確認地点から半径10km圏内においては、消毒等の防疫措置を実施する。

6 打ち合わせ協議

委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の着手前や計画作成時に打合せ協議を行う。

7 成果品

(1) ニホンジカ捕獲促進事業実施計画策定調査業務

調査結果について取りまとめ、チューブファイル等に製本するものとする。

- 1) 事業実施計画（案） 1部（電子媒体を含む）
- 2) 調査結果 1部（電子媒体を含む）
- 3) 捕獲実績の検証結果報告書 1部（電子媒体を含む）

なお、1)、2)については、令和8年7月20日までに提出すること。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成業務

講習等の結果について取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

- 1) 講習等資料 1部（電子媒体を含む）
- 2) 講習等記録（講習等の状況が確認できる写真等） 1部（電子媒体を含む）

8 成果品の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は石川県に帰属するものとし、石川県の許可なく他者に公開してはならない。

9 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、石川県生活環境部自然環境課と受託者が協議して決定する。

(別紙)

講習等計画案

石川県認定鳥獣捕獲等事業者の育成業務の講習等計画は下表を基本とするが、実施時期、場所、内容等の詳細については、受講生の学びやすさ、参加しやすさ、会場の確保状況等を検討し、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

時期	場所【回数】 (期間)	定員	テーマ	内容
8月頃	加賀地区（加賀市、小松市、能美市及び白山市） 2箇所【1回】 (1日/箇所)	60名程度	くくりわな講習	<ul style="list-style-type: none">・捕獲手順と安全管理・安全な保定と止めさし・くくりわな構造
			巻き狩り講習	<ul style="list-style-type: none">・銃猟に関する法令・マナー・銃猟の安全確保・巻き狩りの手順
			くくりわな管理実習	<ul style="list-style-type: none">・くくりわなの適正管理・くくりわなの作成・くくりわなの設置実習・くくりわな見回り・記録用紙の記入
12月～1月頃	加賀地区（金沢市） 1カ所【1回】 (1日/箇所)	15名程度	巻き狩り講習	<ul style="list-style-type: none">・銃猟に関する法令・マナー・銃猟の安全確保・巻き狩りの手順
9月～10月頃 ※	加賀地区（加賀市、小松市、能美市及び白山市） 3箇所【1回】 (1日/箇所)	—	わな移設候補地調査支援	<ul style="list-style-type: none">・くくりわな移設候補地の調査
9月～10月頃 ※	加賀地区（加賀市、小松市、能美市及び白山市） 3箇所【1回】 (1日/箇所)	10名程度	くくりわな見回り・記録実習	<ul style="list-style-type: none">・くくりわな見回り・記録用紙の記入・くくりわな移設指導

※「令和8年度石川県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）」に基づき、くくりわな猟による捕獲事業実施に合わせて、現地実習を行うものとする。